

平成22年度第4回定例会

八王子市教育委員会会議録

日	時	平成22年5月26日(水)	午前9時
場	所	教育センター	3階 第3研修室

第4回定例会議事日程

- 1 日 時 平成22年5月26日(水) 午前9時
- 2 場 所 教育センター 3階 第3研修室
- 3 会議に付すべき事件
 - 第1 第7号議案 平成22年度東京都教育委員会表彰候補者の推薦について
 - 第2 第8号議案 平成23年生存者(春・秋)叙勲の候補者の推薦について
 - 第3 第9号議案 八王子市立学校教職員の処置の内申について
 - 第4 第10号議案 八王子市立学校教職員の処置の内申について
 - 第5 第11号議案 八王子市図書館条例施行規則の一部を改正する規則設定について
- 4 報告事項
 - ・平成22年度教育課程編成及び平成21年度教育課程実施状況に関する調査結果の概要について (指導課)
 - ・平成21年度児童・生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査結果の概要について (指導課)

第4回定例会追加議事日程

- 1 日 時 平成22年5月26日(水) 午前9時
- 2 場 所 教育センター 3階 第3研修室
- 3 会議に付すべき事件
 - 第12号議案 八王子市立学校教職員の処置の内申に関する事務処理の報告について

八王子市教育委員会

出席委員（5名）

委員 長	（1番）	小田原 榮
委員	（2番）	和田 孝
委員	（3番）	川上 剋美
委員	（4番）	水崎 知代
教育 長	（5番）	石川 和昭

教育委員会事務局

教育 長（再掲）	石川 和昭
学校 教育部 長	坂倉 仁
学校教育部指導担当部長	佐島 規
教育 総務 課 長	穴井 由美子
学校 教育部 主幹	
（企画調整担当）	平塚 裕之
施設 整備 課 長	萩生田 孝
学 事 課 長	海野 千細
学校 教育部 主幹	
（保健給食担当）	松岡 秀俊
指 導 課 長	豊田 学
指導課統括指導主事	
（教育施策担当）	宮崎 倉太郎
指導課統括指導主事	
（特別支援教育・教育センター担当）	藏 重 佳 治
指導課統括指導主事	
（企画調整担当）	所 夏 目
指導課 前任 指導 主事	窪 宏 孝

生涯学習スポーツ部長	榎本茂保
生涯学習スポーツ部参事	
(図書館担当)	望月正人
生涯学習総務課長	桑原次夫
スポーツ振興課長	遠藤辰雄
生涯学習スポーツ部主幹	
(スポーツ施設担当)	遠藤幸保
生涯学習スポーツ部主幹	
(国民体育大会開催準備担当)	富貴澤 繁 幸
学習支援課長	設楽 いづみ
文化財課長	渡辺徳康
生涯学習スポーツ部主幹	
(図書館担当)	中村照雄
生涯学習スポーツ部主幹	
(図書館担当)	石井里実
生涯学習スポーツ部主幹	
(こども科学館担当)	齋藤和仁
指導室指導主事	木下雅雄
指導室指導主事	草刈あずさ
図書館主査	樋口 勉
教育総務課主任	佐藤千栄子

事務局職員出席者

教育総務課主査	後藤浩之
教育総務課主任	清水智子
教育総務課主任	川村 直

【午前9時00分開会】

小田原委員長 本日の委員の出席は5名でありますので、本日の委員会は有効に成立いたしました。

これより平成22年度第4回定例会を開会いたします。

日程に入ります前に、本日の会議録署名員を指名いたします。

本日の会議録署名員は、3番、川上剋美委員を指名いたします。よろしく願います。

また、本日、追加日程の提出がありました。これについても議題といたしたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

小田原委員長 全員異議ないものと認めます。

なお、議事日程中、第7号議案から第10号議案までの4議案と追加議事日程の第12号議案につきましては、審議内容が個人情報に及ぶため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第13条第6項及び第7項の規定により、非公開といたしたいと思いますが、これも御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

小田原委員長 御異議ないものと認めます。

それでは、それ以外の日程について進行いたします。

小田原委員長 まず、日程第5、第11号議案 八王子市図書館条例施行規則の一部を改正する規則設定についてを議題に供します。

本案について図書館から説明願います。

中村図書館担当主幹

それでは、第11号議案 八王子市図書館条例施行規則の一部を改正する規則設定について御審議をお願いいたします。

図書館の開館時間を7月21日から8月31日の間、30分繰り上げて開館することについて、今後引き続いて実施するとともに、市民への周知を図るため、規則の一部改正を行います。

また、可能な限り開館日数の増加を図るため、各図書館での特別整理期間に行う業務を精査し、期間の短縮を図りました。

詳細につきましては、中央図書館樋口主査より御説明いたします。

樋口図書館主査　それでは、八王子市図書館条例施行規則の一部を改正する規則設定について御説明をいたします。

八王子市図書館では、平成18年度から小中学校が夏季休業となる期間を対象として、子供たちの居場所づくりと読書や調べ物学習が行える環境を整えることを目的に、図書館の開館時間を午前10時から午前9時30分に30分の繰り上げ開館を行うため、毎年、八王子市図書館条例施行規則第3条2項の規定に基づき、教育委員会で議決をいただき実施してまいりました。この措置については、今後永続的に行うとともに、市民に周知を一層図るため、規則で明確に規定するものです。

また、特別整理期間につきましても、市民サービスの一層の充実を図る上で、可能な限り図書館の開館日数をふやすことを目指し、各図書館の特別整理期間内に行う業務を精査しましたところ、規則第4条にあります各館一律15日以内の特別整理期間を各図書館の実態に合った日数に変更することにしました。

中央図書館は今までどおり15日以内、生涯学習センター図書館、南大沢図書館、川口図書館については10日以内、北野分室については5日以内に、期間の短縮を図りました。

生涯学習センター図書館の特別整理期間は、現在13日かけて行っておりますが、改めて業務の精査をしたところ、10日以内でも可能であることが判明したため、実質3日間の削減となりました。同じく、南大沢図書館も実質2日間、川口図書館も実質1日の削減となりました。北野分室は実質的な削減はありません。

今後も、引き続き業務を効率的に見直し、特別整理期間の削減に努めてまいります。説明は以上でございます。

小田原委員長　ただいま図書館からの報告は終わりました。

本件につきまして、何か御質疑、御意見ございませんか。どうですか。はい、どうぞ。

和田委員　短い時間であっても延長していただけるということ、とてもいいことだというふうに思っていますので、またこれから工夫していただきたいと思うんですが、中央図書館の北野分室が、今まで特別整理期間が15日だったのが5日になりましたよね。今後、そういう特別整理期間を短縮したり見直していくということから、この北

野分室が10日間も実際には短縮できたというのは、それは規模の問題でしょうか、何かほかにあるんですか。

中村図書館担当主幹 基本的に、その規則の中で15日という設定をしていただけてありまして、今までも大体4日とか5日とか、そのぐらいの期間で、蔵書数が4万冊ぐらいしかありませんので、そのぐらいできていました。実質的に、さきほど御説明したように、あの5日間に設定したとしても、今までは同じようにやっていたので、問題がないという形になります。

和田委員 そうすると、今後の見直しというのは、一律にどこも同じということではなくて、見直しをするときには、その図書館に応じた特別整理期間を設ける、設定することが今後できるということによろしいのでしょうか。

中村図書館担当主幹 はい、そのように検討していきたいと思っています。

和田委員 わかりました。

小田原委員長 これは、規則の中でそういうふうに決めなきゃいけないことなんですか。

中村図書館担当主幹 特別整理期間ですか。

小田原委員長 15日以内でやっていて、5日のできる、4日のできるというような場合に、4日で切り上げていいわけでしょう。15日丸々、その整理期間だからといって閉鎖するわけではないわけでしょう。

中村図書館担当主幹 基本的には以内という形ですので、例えば極端な話、15日以内ですので、それが10日でも5日でも、その15日を超す場合はまずいですがけれども、以内であれば、極端な話、1日でも構わないという形になると思います。

小田原委員長 ですから、わざわざその北野分室は5日ですよ、川口図書館は10日以内ですよというふうに決めなきゃいけないことなんですか。いや、そういうふうに言っていくと、今和田委員からあったように、中央図書館ももっと早くできるようになれば

中村図書館担当主幹 そうです、はい。例えば、中央図書館が15日というのは、これはこの前も2万4,000冊の本をふやしているとか、そういう形で、本来は見直しをしようと思ったんですけれども、どうしてもやはり蔵書数がふえてくるので、その規模的な面として、15日以内いっぱいを使ってしまうと、でも、ほかのところについては見直した結果、蔵書数の関係もあったものですから、一律15日としない

で、その現状に合わせる形にできる限りしたという形で、今回それぞれの日にちを変更させていただいたという形になっています。

坂倉学校教育部長 委員長のおっしゃられるように、本来こちら側としますれば、15日以内に、そうしてくれるのが本当楽だと思うんですけども、やはりこれは市民に対してより短くしていくという意思を示すと同時に、図書館の職員にとって、この中でやっていくんだということを示すものだと思いますので、一つこの規則を余り細かく縛ることのよしあしはあると思うんですが、こういう社会情勢の中で、自分たちのその努力の目標としてもあっていいと思いますし、これをまただんだん短くしていくことが、いわゆる目指すべき方向かと思しますので、ぜひこの辺のところは前向きに御評価いただければというふうに思います。

小田原委員長 ということですが、そのほかいかがですか。

じゃ、特にないようでございますのでお諮りいたしますけれども、ただいま議題となっております第11号議案につきましては、御提案のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

小田原委員長 御異議ないものと認めます。よって、第11号議案につきましてはこのように決定することにいたしました。

小田原委員長 審議事項は以上で、続いて報告事項となります。

指導課から2件御報告願います。統括指導主事。

所指導課統括指導主事 平成22年度教育課程編成及び平成21年度教育課程実施状況に関する調査結果の概要につきまして、担当の指導主事より報告させていただきます。

草刈指導課指導主事 では、資料について、最初に構成を説明させていただきます。

1枚目が、平成22年度教育課程編成及び平成21年度教育課程実施状況に関する調査結果の概要をまとめたものです。2枚目以降の資料、裏表になっているものが、それぞれの概要についての少し詳しい資料をおつけしていますので、これに基づいて説明をさせていただきます。

まず、1番の編成に当たっての指導事項ですけれども、今年度の編成に当たりまして、4点主に重要なところを挙げました。

1 点目が、各教科の年間時数を学習指導要領に示された標準時数を上回って設定する。そしてまた、計画的に余剰時数を教育課程に位置づけること、2 つ目が、土曜日の授業を年間 20 回まで実施することができるということ、3 つ目が、小中一貫教育の基本方針や、それに基づく具体的な取り組みを教育課程に明記すること、4 つ目が、小学校の外国語活動を第 5 学年と第 6 学年で 20 時間以上実施することということをポイントとして指導をしております。

それに基づきまして、22 年度の教育課程の編成につきまして、大きな 2 番のところになります。

まず、1 番の授業時数の確保についてですけれども、小学校第 5 学年と中学校第 2 学年をもとに資料を用意いたしました。小学校第 5 学年では、標準時数が 980 時間となっていますが、平均にして、各学校のものを平均しますと 994 時間となっていて、平均して 14 時間の上乗せして計画がされています。中学校第 2 学年も、標準時数が 980 時間となっていますが、平均して 1,011 時間の計画となっていて、31 時間の上乗せが計画されています。

今申し上げたのが平均となっていますが、個々の学校の状況というところを見ますと、これは資料の 1 になりますけれども、1 番のところに 35 時間以上上乗せしている学校ということで小学校、また次のところですが、中学校についても 1 番で 35 時間以上上乗せしている学校が、それぞれどのような教科、また領域に上乗せしているのかというのを載せました。

資料 2 のところ、資料 1 の裏側ですね。(2) 番の中学校第 2 学年の 1 番の授業時数というところを見ていただくと、現在は 980 時間が今年度標準なんですけれども、平成 24 年度には中学校は 1,015 時間が標準になるということで、これから 35 時間、今後 2 年間かけて上乗せをしていくということになります。ですから、中学校は、かなり小学校と比べて多くの学校が 35 時間以上、上乗せをしているという状況があります。

では、1 枚目のところに戻りまして、(2) 番の授業日数の確保についてです。標準の日数 198 日を上回って設定している学校がほとんどです。最高では 208 日の設定をしている学校があります。この授業日数確保のための方策としまして、学校では、長期休業日の日数を減らしたり、また都民の日や開校記念日を授業日にしたりしています。また、今年度は振りかえを伴わない土曜日授業を実施する学校も少しふえ

まして、それらのことを組み合わせて、各学校で授業日数を確保しています。

これにつきましては、資料の2というところに、何日の学校が何校あるということでお示しをしています。198日の標準は小学校、そして最高の208日は中学校のほうで、それぞれ1校ずつあります。

では、(3)番、1枚目に戻りまして、(3)番の土曜日の授業の実施の状況ですけれども、振りかえ休業日をとらない土曜日授業を実施する学校が、小学校で40校、中学校で35校あります。実施する学校の中では、この調査では4日から6日という項目で設定されていますが、その項目に該当する学校が一番多くなっていました。

実施に当たって学校が工夫した点、また課題となっている点、保護者の反応につきましては、資料3のところにまとめてあります。

学校で工夫した点としましては、公開を伴うということを原則としていますので、学力向上の取り組みなどが地域の方、保護者の方にわかっていただくような実施にしているということと、また地域運営学校であるところでは、地域運営学校としての活動を行ったりしています。

課題となっている点は、1つ目に挙げました児童・生徒や教員の体力・健康への配慮、生活リズムを崩さないようにするということが課題になっている。また、給食が実施できない、あとはさまざまな団体、地域ですとか社会教育団体、近隣の中学校との調整や部活動、中学校ですと、部活動ということが課題として上げられています。

昨年度も振替休業日をとらないで実施した学校、また今年度も実施した学校に聞きまして、保護者の方の反応はいかがですかということで聞いたところでは、学校に寄せられている声の中では、賛同する声、あるとありがたいということや、また振替をとって休ませたいという声もあります。小学校では、1年生の体力を考えると、振替をとってほしいというような声も上げられているということです。

では、また1枚目に戻りまして、(4)番の学習の機会の充実状況です。補習等を実施している学校については、小学校が29校、中学校が33校あります。中でも、平成22年度新規事業としました土曜日の補習につきましては、小学校が3校、中学校が7校該当しております。

それぞれのその10校の補習における指導内容等は、資料4のところにまとめてあります。少ないところでは、元木小学校の3回ですけれども、これは2学期から実施をして、算数の補習を主に行います。20回実施をする学校が2校あります。これは

年間を通して定期的に実施をして、補習的な内容、また検定への対策講座というようなものを設定しています。中学校で回数が少ない学校につきましては、定期考査に向けて、子供たちが学校に行って補習的に指導が受けられるような機会を設定しているということです。

では、また1枚目に戻りまして、(5)番、小学校第5学年・第6学年の外国語活動についてです。平成23年度の35時間の完全実施に向けまして、平成22年度は20時間以上の実施を求めました。35時間実施する学校は今年度12校、20時間の実施という学校が47校で、それからの学校は、15時間分の計画を立てていくということになります。

今年度の編成にあたりましては、新学習指導要領の趣旨や内容に基づいた編成というのがなされています。新学習指導要領の完全実施の授業時数が確保できるように、校長先生方の裁量によってさまざまな工夫をしている学校が、昨年度と比較して増えていると言えます。

以上です。

小田原委員長 指導課からの報告は終わりました。

まず、この1件目の教育課程の編成の調査結果についていかがでしょうか。はい、どうぞ。

和田委員 じゃ、幾つかいいですか、質問なんですけど、この表題にある、「21年度教育課程実施状況に関する調査結果の概要」とあるんですが、これはこの資料の中でいうと、どの部分がこれに当たっているか。概要というよりも、一部という感じがするんですけど、そういうことでいうと、この部分に該当するのはどこなのかっていうことが、まず1点です。

2点目は、昨年度、新型インフルエンザ等があって、こういう授業時数の確保が非常に難しい状況があったんじゃないかなというふうに思うんですが、この辺のところを踏まえて、何か今年度の実施に当たっての御指導があったのかということが2つ目です。

それから、3つ目が、ここに、編成に当たっての1番のところ、上回って設定するようにというふうになっているんですが、これは特に数値を示さずに、上回ってということで、学校の判断ということになっているかと思うんですが、これは特に上限とか、そういったものは設定されていないのかというあたりをまずちょっとお聞きし

たいなと思っています。

草刈指導課指導主事 1点目の21年度の内容につきましては、今回の資料のほうにまとめておりません。調査自体のタイトルが、このようなタイトルでした。

今年度の調査の項目としましては、平成21年度の時数が何時間から何時間であったかということ、また各教科の時数と特別活動の時数、あと外国語活動で小中連携を行ったかという一部だけの項目で、主に22年度の編成についての調査でありました。

時数につきましては、どの学校も最終的には上回って実施をしています。

それに関連しまして、2点目の新型インフルエンザの対応ですけれども、昨年度は年度の途中でありましたので、1時間の枠を弾力的に設定して、ふだん小学校ですと45分授業のところを60分授業で設定するなどの対応をして、授業の時数を確保しています。

今年度は、各学校では学級閉鎖の日数を今まで3日ぐらい見込んで、数値は具体的には示していないんですけれども、各学校では3日休むので20時間ぐらい余剰をとっておけばいいというような考え方で設定していましたけれども、今年度は3日では足りないであろうということで、少し昨年度よりも多目に各学校で工夫して授業日数の確保ということに努めていました。

この上限というのは、特に下限も上限も示していません。教育課程の中には、届け出の中には、標準時数ぴったりで届け出をしている学校もありますけれども、別の補足の資料で出しています実時数では、どの学校でもかなり多目に設定をして、急な対応ができるようにしているところです。

和田委員 そうすると、21年度の調査結果は、また別の形で出てくるということになるんですかね。これは、この部分だけで取り上げているのは今の状況なんだけれども、全体像としてはどうでしょうか。

所指導課統括指導主事 この調査に関しましては、余り突出した傾向がない部分については毎年度載せていないということがございましたので、今回も、新教育課程を編成するに当たって、こちらが指導を重点的にした部分について御報告をしているというところです。

和田委員 今回のこの報告が基本的には調査結果の概要ということになるわけですね。

所指導課統括指導主事 そうです。

和田委員 そうですね。何かちょっと表題のつけ方がまずいんじゃないかなと思うんだ

けど、概要というのは、22年度の編成のところの概要だと思うんですね。

ちょっとまた質問を続けたいんですけど。

小田原委員長 はい、どうぞ。

和田委員 資料1のところ、35時間以上上乗せしているところで、例えば由井第二小とか七国小とか、それから東浅川小の特活の時間がふえて入っていますよね。これは、内容的にはどんなものが入っているのかというのをまずお聞きしたいんですが、要するに、教科の学習ではなくて、特別活動を上乗せしている形をとっているということが、まずどういう内容なのかというのが1つ。

それからもう一つは、中学校のほうなんですけど、非常に多くの上乗せ時間をとっているわけなんですけど、一つ一つ聞いていると切りがないんですけど、1つ、城山中の技術家庭の45時間というのについては、これは35時間を要するに基本とする今の教育課程の編成の時間からすると、1コマ半、半とは言わないけど、1コマ以上の時数を上乗せ分としてとってるということは、教育課程の編成自体が違ってるといって、要するに上乗せのため、上乗せをする数字ではないというふうに思うんですね。ですから、なぜこんなに45時間も技術家庭のためにわざわざとらなければならないのかという、要するに基本的に示されている標準時数をかなり上回る数字を出してることになって、しかも115時間になりますよね。トータルするとね。そういう状況というのは、上乗せ分ではなくて、教育課程編成そのものの中身が違ってるといって、考え方が違ってるといって、考え方が違ってるといって、なぜこれが45時間もとらなきゃならないのか、ちょっと教えてください。細かいんですけど、小学校と中学校あたりの……。

草刈指導課指導主事 小学校の特別活動は、学級活動の授業時数ということです。特別活動というと広いんですけども、学級活動です。

中学校の城山中のちょっと具体的な考え方について、申しわけないんですけど、今ここで把握ができていませんでした。

小田原委員長 できてない。

草刈指導課指導主事 はい。

所指導課統括指導主事 今おっしゃられたとおり、1コマ以上という考えからすると、ここについてはもう一度学校の状況を聞いて、考えていく必要がある、特に次年度に向けてはというふうに思っております。

和田委員　この城山中の場合には、これを上乘せしている分ということになっているんだけど、これは土曜日にやってる、上乘せしてるだけではないでしょうからね。要するに、授業時数とか授業の枠をふやしているということになるんですか、これだけふえているということは。要するに、特別にふやしているというよりも、もう授業の枠を1つふやしているんじゃないかという気がしてならないんですけど、それは、その辺はどうかと思ってるのでお伺いしたい。

小田原委員長　何か作業させてるということは考えられないんですか、その城山中に行って、その話は特に聞かなかったんですけども、間伐材を使って何かをつくるってものに、2時間続きで何か設定するとか。

所指導課統括指導主事　何か特色のある活動をしている可能性はあるかなと思いますので、ちょっと今把握ができていない段階なので。

小田原委員長　そうですか。

石川教育長　去年の担当は、この状況を知ってるんじゃないのか。

所指導課統括指導主事　そうですね。中学校を受け付けした者に、聞いてみたいと思います。

小田原委員長　そういうことだそうですが、そのほかはいかがですか。どうぞ。

和田委員　それで、今お聞きしたことを踏まえて御意見として申し上げたいんですけども、要するに余剰時間の設定ということを学校がきちんとやっぱり判断してもらいたいなというふうに思っているんですね。

というのは、余剰時間をふやせば教育活動が充実するかということ等ではないと思いますので、非常に授業時数がふえている中で、学校が忙しくなったりとか、そういう子供たちに、先ほども後半にも出ていましたけど、生活のリズムが違ってくる、狂ってくるというような、そういう話も出てきているので、やはり教育委員会として、ただその授業時数をふやせばいいという考え方ではなくて、だから何時間がいいって、その数字はなかなか出てこないにしても、授業時間をふやしていくということに学校は競争したりとか、あるいはそれで学力が高まるとかっていう、そういう考え方にならないように、ぜひこれを指導していただきたいなと思うんですけどね。

だから、時間数だけでいんなことが判断されるということではないということ、やはり今は何か、ちょっとふやすと何か安心しているような傾向があるので、むしろ充実していったって、授業を充実していったりとか、教育活動を精選していったって、中身を

質の高いものにしていくというときになってると思いますので、その辺のところを踏まえて御指導いただければなというふうに思っています。

それから、先ほどの上乘せしているところが、特別活動はいけないと言ってるわけじゃなくて、私もそういう学会にいて、推進をしている立場なんですけれども、もうあらかじめやっぱり教育課程の編成の中で必要なものはきちっと入れておいて、上乘せしないとできないというような状況をつくるんじゃなくて、最初の教育課程の編成の段階でそういう時間を組み入れていくということで、そして、あと必要な教科の指導の補充であるとか、必要部分についてはそういう上乘せを考えながら、土曜日を活用していったりとか、また放課後の時間を延ばしていったりとかっていう、そういう、あるいは夏季休業日等を使っていくというふうなことはなってくると思うんですけど、何かそういうところに使っていくと、時間数を延ばして、さらに教科の勉強もしなきゃいけないって、特別活動もやるし、勉強もやるっていうことで、どんどんふえていくような気がしていますので、その辺のところは、教育課程の編成の初期の段階できちっと位置づけていくっていう、そういうことが大事じゃないかなというふうに思っていますので、そのことを踏まえて、今ちょっと御質問させていただいたんですけど。

小田原委員長　　ということですが、ほかの皆さんはいかがですか。

和田委員の質問と御意見の延長として、苦言に近いことを含めて申し上げますと、まずその表題のところは御指摘のとおりなんですけれども、こういうふうな形で、課題で調査をしたということだから、このままでと言ったんですけど、だから、その調査についての今回の報告は、「今年度の教育課程の編成上の概要」というふうなタイトルをここに入れればいいわけですよ。

それから、それにしても、その和田委員の2番目の質問のところは、去年もこういうふうな計画を出されて、鳥インフルエンザとか新型インフルエンザで、各学校がかなりの学級閉鎖とか休校しなければならなかったのについて、実態はどうだったのか。これ計画と実際実施状況というのはやはり知りたいところですよね。どう工夫していったのかとかいうことですね。そういう、そのただ数字をこう並べて、こうでしたっていうことを言うのではなくて、実際学校ではどうだったのか、それをどういうふうに工夫して克服していったのかという、ここを大事にしたいということですよ。

そういう意味でいえば、その時間数がふえるというのは、私は非常にいいことだと

思うんですけれども、実態がどうなのか。例えば、その35時間以上上乘せしている学校というのがこうやって出てくると、これだけの時数を上乘せすることが可能、できるんだという、これは驚き、むしろ驚きなんですね。ただ、この各学校によってそれぞれの特徴があるわけで、例えばその学活の多い学校と教科の多い学校というのは、それぞれの事情があるだろうと思うんですね。教科の時数をふやしているのは、そこを強化したいというわけだろうと思いますよね。特活だとか、あるいは教科の中でも音楽とか図工とかというのをふやしているということは、このゆとりが始まった時点のその前の段階に戻っているんじゃないかっていう、予想ですけどもね、これは。展覧会と音楽会を毎年じゃなくて交互にするようにせざるを得なかった学校の苦しみ、ここを復活しているのかなってというような感じもするし、いろいろなところを考えてやってるんだらうと思うんですね。

ただ、この資料の1ページ目のところで、例えば土曜日授業についていえば、1から3日実施する学校から7日以上実施する学校まで、こう広がってるわけですけども、それで、ここでその数字が出てくるのは、例えば3日の場合にはどうなのだというふうな話なんだよ。1日だけやってるといのはどうなのか。その違いがあるわけですよ。土曜日をどういうふうな形でやろうとしているのか。1日丸々振りかえしなくてもやってるといのは、何でやってんだらうと、むしろ1日だけやってるといのはね。教育委員会の指示としては、20回までできる。20回といのは20日ということですか、あるいは10日ということですか。逆か、4時間で20回ということですか。

草刈指導課指導主事 20回、そうですね。

小田原委員長 1日やると10回ということになるわけですか。

草刈指導課指導主事 それは1日も同じ、10回と考えています。

小田原委員長 同じで、そしたら20回までできるというのに、1日だけやってるので済むところは、やらないところと最高何回でしたっけ、20回やるところもあるわけですね、中学校ではね。そういうふうに最大限までやってるといところのその違いは何なのかっていう、そういうその数字でこうただけじゃない、皆さんのほうでの見解をやっぱりちょっと言ってほしい、我々のほうも、それに対してどういうふうに変えなきゃいけないかというのがあるわけですね。

要は、その24年度本実施になっていったときに時間数もかなりふえるわけだから、

慌ててやるんじゃないくて、準備をして、24年度にスムーズに入れるようにしていただくよということでしょう。そのためには、今和田委員がお話しされたように、その時間数、日数がふえて、それでいいというわけじゃなくて、実際は中身ですよ。学校を回ってみて、こんな授業をやって時間数ふえたって、やっぱり学力も伸びないし、子供たちの意識も変わっていかないだろうという感じもするところが多々ありますので、そういうところのチェックをしてほしいなというふうに思います。

草刈指導課指導主事 はい。

小田原委員長 皆様、何かありますか。よろしいですか。

水崎委員 やはり親とすれば、その授業日数や時間が多いのがいいのか、少ないのがいいのかってというのは、正直わからない部分だと思うんですよ。でも、実際に子供たちにとってどうなのかなっていう、学校というものが子供たちにとってどういう場所になってくるのかなって考えたときに、一番そのところを忘れないで、学校にも考えてほしいなと思うんですね。

そして、補習授業とか、土曜日授業とか、いろいろこう出てきていますよね。それも果たして子供たちにとって、子供のどういう姿になって成果があらわれてくるのか、そこら辺も今後見ていていただきたいなと思います。よろしくお願ひしたいと思ひます。

小田原委員長 それでは、以上でよろしいですか、教育課程につきましては。

では、引き続いて問題行動について。

所指導課統括指導主事 引き続きまして、平成21年度児童・生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査結果の概要について御報告いたします。

木下指導課指導主事 平成21年度児童・生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査結果の概要について御報告いたします。

本調査は、平成21年度中に発生した暴力行為、いじめ、不登校の状況等問題行動について、平成22年4月に市内小中学校108校を対象に実施いたしました。

暴力行為、いじめ、不登校の状況の定義については、資料1枚目、左下、左表の下の枠内に示したとおりです。

まず、暴力行為の発生件数は、小学校では前年度と同じ3件、中学校では前年度から5件減り9件となっています。小学校の暴力行為3件のうち、対教師暴力が1件、生徒間暴力が2件でした。また、中学校の暴力行為9件のうち対教師暴力が4件、生

徒間暴力が3件、器物破損が2件でした。

次に、いじめの認知件数は、前年度と比較すると、小学校は29件、中学校では7件増加しました。

いじめの様態については、冷やかし、からかい等の悪口や仲間外れ、集団による無視等や軽くぶつかられたり、遊ぶふりをしてたたかれたり等、主に心理的な攻撃により精神的な苦痛を感じるものが多くなっています。

また、不登校の状況については、平成21年度の不登校児童・生徒数は、前年度に比べ、小学校では21人減少、中学校では7人減少しました。

不登校のきっかけと考えられる状況で一番多かったのは、極度の不安や緊張、無気力等、本人にかかわる問題、2番目に多いのは、けんかなど、いじめを除く友人関係をめぐる問題、3番目に多いのは、親の叱責、親の言葉・態度への反発等、親子関係をめぐる問題でした。

次に、児童・生徒の問題行動等の未然防止及び早期解決に向けた取り組みについて説明いたします。資料1枚目裏をごらんください。

まず、暴力行為や非行への対応についてです。

調査から、学校が暴力行為や非行に対し警察、地域の人材、専門的な関係機関等と連携して対応した件数ですが、小学校では、暴力行為の総件数が3件ありましたが、そのうちの1件、中学校では、9件ありましたが、そのうちの8件で連携して対応しておりました。

中学校では、警察、地域の人材、専門的な関係機関等と連携して対応した件数が多かったということは、平成21年度から、すべての中学校においてサポートチームを設置したことによるものと考えられます。

そこで、今年度は、すべての小学校にサポートチームを設置し、中学校のサポートチームと同一のメンバーで児童・生徒を見守る体制をつくり、小中学校で一貫した問題行動への対応を図っていきます。

そのほか、セーフティ教室、薬物乱用防止教室や生活指導主任研修会においても警察及び保健所等関係機関との一層の連携を図り、問題行動の未然防止を図っていきます。

いじめについては、特に小学校において認知件数が昨年度に比べ29件ふえています。認知件数のうち、いじめ解消や一定の解消が図られたという件数が、前年度は

57件でしたが、今年度は88件と、31件ふえています。というところから、学校がいじめに対しより敏感に対応し、早期解決を図っているものと考えられます。

それから、今後、いじめ解決へ向けた学校支援の一層の充実に向け、年3回のふれあい月間によるいじめの実態把握に努めるとともに、スクールカウンセラー及び学校サポーター、スクールソーシャルワーカーの活用等や指導主事の学校訪問による指導・助言等により、学校の相談体制を整え、子供を取り巻く環境の改善を図るなどの支援を行い、いじめの早期発見・早期解決を図っていきます。

最後に、不登校への対応についてですが、不登校のきっかけとなったと考えられる状況が、学校内の問題がきっかけと見られる不登校が113件であるのに対し、学校以外の問題がきっかけと見られる不登校が367件、全体の7割を超えていることから、スクールソーシャルワーカーを活用し、不登校、発達障害、虐待、経済的な問題等、学校や家庭における保護者や子供が抱えている問題に対して、専門的な視点に立ち巡回相談等を行い、学校を取り巻く環境の改善について支援をしていきます。

また、高尾山学園の取り組みの充実や登校支援ネットワーク、スクールカウンセラー、学校サポーターの活用等、学校と関係機関の一層の連携を図り、不登校の状況の早期解決に向け支援を行っていきます。

以上で報告を終わります。

小田原委員長 指導課の報告は以上ですが、本件につきまして、何か質問、御質疑、御意見ございましたらどうぞ。

水崎委員 サポートチームなんですけれども、平成15年4月から始まった制度だと思っ
うんですね。そのときは、私は主任児童委員をしてたんですけれども、中学校だけだ
ったかなって記憶があるんですけれども、今年度中に小学校も100%設置する
ということで、何かさっきのお話だと、同一メンバーでっていう、ちょっとそこら辺
のとり方が私はよくわからなかったんですけれども、中学は中学でつくって、小学校
は小学校でつくって、そして、それぞれの両方のメンバーが連携をすると、そういう
さっきのお話だったんですか、ちょっと同一メンバーという意味がわからなかったん
ですけど。

木下指導課指導主事 まず、先ほどの100%設置というところについては、中学校が
昨年度、都からの通知だったんですが、100%設置をしてくださいと、小学校につ
いても100%の設置を目指してくださいということで昨年はあったんですが、今年

度は、もう八王子市として100%小学校にも設置をしてくださいということで考えております。

それから、メンバーについてなんですけれども、委員がおっしゃられたように、小学校は小学校で設置をするものなんですけれども、ただ、小中一貫教育の視点から、その同じブロック内の小学校について、中学校のサポート員の構成員等を参考にさせていただきながらつくっていただくということで、必ずしも同じメンバーということではないんですけれども、できる限り同じメンバーになると、その小中学校での同じその見取りができるのではないかというふうに考えております。

小田原委員長　よろしいですか。そのほかどうですか。はい、どうぞ。

和田委員　これは国が行っている調査結果ですよ。それで、私、こういうところで調査結果を報告いただくときに、いつも物足りないなというふうに思っていて、要するにこれは国が調査しているわけだから、全体の国の動向がわかるわけですよ。まず、そういう全国的な動向や東京都の動向の中で八王子市はどうなんだろうっていう、そういうのをやっぱりここで聞きたいなというふうに、まず1つ思うのが第1点なんです。

2つ目は、いつもこういう数字が出てきたときに論議されるというか、意見や質問として出てくるのは、子供の数が減っているんだろうか、増えているんだろうか、減っている中でこの数字が出てきているのであれば、やっぱり出現率の問題というのがやっぱり出てきて、この数字を見て物足りないと感じるのは、この数字は増えてるんだろうか減ってるんだろうかっていうことが、この数字からは読み取れないということなんです。だから、暴力行為も、ああ減ってるだろうっていう、少なくとも推移しているだろうと思うけれども、一方で子供の数が減ってるという現状があるとなれば、この数というのは決して少ない数になっているわけではない。

だから、やっぱりここでは、今の子供たちの、そういう八王子の子供たちの数が増えている中でどうなのか、減ってる中でどうなのかっていう、そういう出現率の問題をやっぱり取り上げないと、変化というのが読み取れないことになるんですよ。これはもうどの数字も同じだと思うんです。だから、やっぱりそういう分析の視点が、この数字を示しただけでは、こうなっていますよと言われて、じゃどうなのって話に発展しない。それから、要するに指導課の中でも、これをどう対応していくかというときに課題が見えてこないということにつながっていくと思うんですよ。

だから、不登校の数字なんかも、こうやって見てみると、一見減ってるように見えるけれども、実際にそうなんだろうかっていう疑問が出てくるので、ぜひ説明のときには、そういうもとデータもあるわけだから、国が行っているデータや東京都がやっ
てるデータもあるわけだから、それに照らし合わせて八王子はどうなんだろうかって
いうところの報告をしてもらいたいなというふうに思っていますので、この数字を見
て、こうですよって言われて、ああそうですかって聞くだけの業務ではないと思っ
ていますので、その辺のところを今後のこういう場での報告のときに、大変忙しい中
での集約をして、それをまとめていращやるのはよくわかるんだけど、その辺の
ところをぜひ御報告いただきたいなというふうに思っています。実態としてどうな
んですか、動向、子供の数の動きからして、この数というのは。

小田原委員長　これはいつも言われていることじゃない。だから、どうなんだろうね。
全然そういう、例えば全国、都との比較とか、実際の出現率の話があったけれども、
子供の実数からいって、増えてるのか減ってるのか、そこら辺はどうなんですかね。

所指導課統括指導主事　そうですね。今、この調査の結果につきましては、国のほうに
結果を提出した市の速報という形で出ささせていただきました。国とそれから都の結果
については、また時期がかなり遅れてなんですけれども、そこから出てきます。

それから、出現率については、これにつきましては、おっしゃるとおり、生徒数と
の比較において見なければ、具体的な分析はできないと思いますので、次回以降はそ
れも加味した形で御報告したいと考えております。

小田原委員長　これ、国のほうがまとまるのは7月だけ、9月。

所指導課統括指導主事　9月頃ですね。

小田原委員長　9月ですかね。だから、先生の御指摘については、その時期にもう一回
ということですね。

和田委員　そうすると、この時期にこれを報告しているという意味は、件数が、こうい
うのがありましたよっていう、そういう意味で報告しているんですね。

所指導課統括指導主事　そうですね。速報という形で。

和田委員　そうですね。ただ、質問をしようとしたときに、こうぐっととまってしまう
のは、例えば中学校なんかでも暴力発生件数が少なくなっていますよね、5件ね。
そうすると、学校は何か対応したのかとか、取り組みの成果が出たのかっていうこと
を聞こうと思うんだけど、それが本当に減った数として質問していいのか、現状

維持のままでの状況を聞こうとしているのかっていうことが、その戸惑ってしまうんですね。

それから、いじめの認知件数のところだって増えていますよね。やっぱりこれなんかも、やっぱり聞きたいところではあるわけで、当然子供の数からしても、この増え方というのはかなりの数なので、学校の対応として、どういうふうに指導課として問題点を把握しているのかというところまでまとめ込んでいくようなことになってくるので、そういういろんなものを比較していかないと物が言えない部分があったりとか、それからこの調査結果をまとめるに当たって、増えてる学校には恐らくいろんな意味で質問してるでしょうから、そういうことでその様子なども聞きたいなというふうに思っていますので、いろんなデータの比較の中で、また出てきたところで御質問させていただきたいと思っています。

小田原委員長 その分析の中でも、例えばいじめの件数が増えたということについては、各学校が早期解決を図っているから増えたんだと、こう、そういうふうに結びついていくのかどうか、これは非常に疑問なところですよ。

それから、不登校のところも、1対3か、学校側がかかわる原因の不登校は減ってるという話だったんだけど、この間の高尾山学園のあの発表というか、あれはそのほんの何分の、あるいは何十分の1のその卒業生とか保護者の話はなるわけなんだけれども、けれども、ああいう方々の話は学校に起因する不登校の話ですよ。私たちが聞く話は、その家庭の問題もあることは事実なんだけれども、学校に絡む友達や、あるいは先生や、そこら辺が原因の不登校というのを聞くわけなので、そこが減ってるというふうに言うんじゃないくて、やっぱりそれをゼロにしていけば、かなり減るわけですよ。そういう取り組みに向けて何ができるのかということだと思っんです。

だから、暴力行為のところでも対応がいろいろありますけれども、5番目の薬物乱用というのは、これは大事なことなんだけれど、これをもとにした暴力行為なんていうのはあるんですか、実際この十何件の中に、あるいは過去の中にも。

所指導課統括指導主事 ないと思います。

小田原委員長 ないでしょう。けれども、これはその早期解決に向けた取り組みとは別のことだとやっぱり思っんです。だから、そういうところもきちんと、こう学校にそのまま示したら、やらなくてもいいことはやらされるんだというふうにならないようにしてほしいということですよ。やっぱり薬物乱用は、これは別なところでき

ちっとやっついていかないといけないことだろうということですよ。

和田委員　　今、委員長が言われたいじめのところなんか、分析の仕方があって、今は認知の話がありましたよね。要するに、数が早くわかって、それに対応してるということであれば、それは評価の対象になるし、そうすると、今度は認知件数が増えるということは、それじゃ予防的な対応が学校にできているかっていう、課題が違ってくるわけですよ。

認知件数が増えたということは、要するに学校が事前にいろんな指導が不足しているから認知件数が増えている。それから、認知件数がわかったところで、その解消率がどうなったのかを見ることによって、学校の対応がわかっていくというふうに、要するにその数字の読み方によって、学校の対応のどこが問題なのかというのがわかっているわけで、そのところを明らかにしていけないと、指導課として学校を指導するときに、予防的な活動をもうちょっと工夫しましょうとかっていう話にならないと思うんですね、その辺がわかってこない。

だから、その辺のところを踏まえて、やっぱりその数字というのはきちんと読んで、分析していく必要があると思いますので、そういう意味で、先ほどのお話のとおりだと思います。

水崎委員　　実は、去年、おととしと、こういうときに出された資料って、結果の概要のこの1枚だけだったんですよ。それが、今年度は取り組みっていう資料をつけていただいた。私は、それだけ意識を持っていたんだなっていうのは正直うれしかったんですね。もちろん内容についてはいろいろお願いしたいものもあるんですけど、まず第1段階ということで、さらに踏み込んで指導課のほうで考えていただいているということは、子供たちにとってうれしいことなんじゃないのかなと思っています。

さらに、今委員長や和田先生がおっしゃったようなことも含めてお願いできればなと思うんですけども、例えば、余り長くしゃべっていると、また時間をとっちゃうんで、ちょっと幾つかお願いのところで言わせていただければ、例えば研修というのをしますよね。生活指導主任研修会とか、いろいろ研修会があると思うんですけども、研修会の中身というのももちろん大事だと思うんですけども、その研修会で勉強してきたこと、それを学校に持ち帰って、学校の中でどうみんな、教職員全員、学校全体で共有するか、そこが大事なんじゃないのかなって思うんですね。

月曜日に特別支援コーディネーターの研修会があったんです。それをちょっと私にもお話いただいたんで、後ろのほうで聞かせてもらったんですけども、とてもいいお話を研修会でされたんですね、講師の先生がね。そして、この話を学校に持って帰ってくださいって、ぜひそうやって広げていってくださいっておっしゃるんですけども、私もこれを学校でみんなが共有すればいいなと思うんですけども、果たしてそこにいらしたコーディネーターの先生たちが学校へ持って帰って、それがどう生かせるか、そこら辺も一つ大きな課題かなと思うんですよね。だから、ぜひ研修会をやって、その研修会を学校の中でどう生かせるか、生かしてもらえるか、そこまでを少し見ていただきたいなと思っていました。

それと、いじめのところなんですけれども、ここにいろいろ取り組みも書いてはあるんですけども、大人がいじめをなくすために取り組むというのは、もちろんやらなくてはいけないことだと思うんですけども、子供たちが、例えば小学校なら児童会、中学なら生徒会、そういったものを使ってでもいいと思うんですけども、子供たち自身が、いじめってというのはやっぱりいけないんだと、自分がいじめを受けたらこんな気持ちになるんだっていう、やっぱりいじめっていうものに、子供たち本人がみずから考えていく、そういう機会をきちっと与えてやるっていうことは大人の役目なんじゃないのかなって思います。大人でもいじめってありますよね、大人の社会でもね。子供のうちから、いじめっていうものに対して、いじめの当事者じゃない人たちもみんな考えていく、そういう機会を与えるのは大人の役目なのかなと思います。学校は教育課程も、さっきもいろんな時数の問題とかもありましたし、大変だとは思いますが、勉強以前に、そういったいじめで傷ついている子供たちっていうのもいっぱいいるわけですから、やっぱりそういったところもぜひ力を入れていただきたいなと思います。

それとあと、不登校のところなんですけれども、スクールソーシャルワーカー2名、今年度から配置されたと思うんですけども、もちろん限定した学校、そういうところへ行かれるということなんですけれども、この不登校の人数からいったら、この2人のスクールソーシャルワーカーでは対応にも限界があると思います。入れたから、そう簡単にうまくいってという問題じゃないんだというところで、各学校の対応がほとんどになってくると思うので、ぜひ学校のほうではよろしくお願ひしたいと思いません。

そしてあと、登校支援ネットワークの活用のところで、適応指導教室のことも書いてあるんですけども、相談学級という言葉がここには出てきてないんですよ。不登校の支援というのは、相談学級も適応指導教室もそれぞれ特徴を持っていると思うんです。だから、そこら辺も含めて取り組みのほうを考えていっていただきたいなと思います。

そしてあと、相談体制の充実というのが私は大事だなって思うんですけども、前にもお話しさせてもらったことはあるかなと思うんですけど、教育センターが総合相談室になっていると思うんですね。もちろん教育委員会じゃないほかのいろいろな相談機関というのはありますけれども、八王子は広いですし、交通の利便性というのを考えたときに、平成17年の登校支援ネットワークの中間報告のところでも、市民の満足度調査、ここで相談室の交通の利便性は顕著に低いっていう、そういう結果が出てみたいんですよ。

それから5年もたっているんで、いろいろ交通の状況も変わっているとは思いますが、やはり相談のできる場所がここだけでいいのかどうか、分室を検討すると、そこら辺も今後考えていってもいいのかなと思います。

それとあと、相談の受け付けの時間帯、5時までだと思うんですね。来所相談も5時までだと思うんです。今は働くお母さんたちも増えた中で、あと子供たちも昼夜逆転しているような子供もいる中で、5時じゃなくて、せいぜい7時までとか、フレックスタイムの勤務体制にして7時とか9時までとか、許す限りの少しずらした時間帯の相談なんかも受け付けられるような、そういう体制をつくっていくっていうのも、今後考えていってもいいのかなって思っています。もちろん予算の関係とか、人的な配置のこともあると思うんですけども、やはり相談体制というのは大事じゃないかなって私は思っていますので、ぜひそこら辺もまた検討の一つに入れたいなと思います。

あとは、また細かいところは、国の分析等が出てきたときにお話しさせてもらおうかと思います。

小田原委員長　ほかにいかがですか。

川上委員　特別にないんですが、こういう問題のここで論議されるのが、問題のあったこととか、それからよくないことが多くて、その解決に向けて、よくしようというところでの報告だったり何だったりするのかなというふうに思いますけれど、その反

対、何かとてもよいこと、こういうことがありましたと、少なくともいいですから、こういうのをたくさん報告が上がってくるといいなと。いろんな場面でいろんなお話をさせていただいたこともありますけれど、悪いことばかり取り上げると、だんだんみんなが悪くなるような気がして、よいことを取り上げて、それを広くっていうか、するっていうことも必要なのかな。当然解決しなきゃならないということもありますけど、それはいいねっていうことのほうが、もう少しどっかでこう出ませんか。

教育委員会のこの会議録は表向きにも出るわけで、それを出すことが逆な方向に行くんじゃないかなって私はちょっと思って、いつもこういう問題、解決策を考えるよりは、よくなったところをどんどん私たちも報告受けることで、みんなが、心がそのようになるのではないかなってちょっと思いましたので、そちらのほうはどういうふうに、問題ばかりがここに上がってくるんだろうというふうにはシステムとして思うんですけど、そういう報告もお願いしますって各学校にしたらいかがかなというふうに思いますが、何かの場合に表彰なんかっていうのはしてるんですけど、そうじゃない、もっともっと小さなことでも意義が大きいのではないかというふうなちょっと気がしました。

ほかのことにに関して、ほかの問題に関しては、今まで出てきた意見と同じです。

坂倉学校教育部長 定例会の運営担当としましては、今の御意見を踏まえまして、今後とも、小さなこととか、いい報告等、PRできるものを含めて提案していくつもりであります。

小田原委員長 部長のお話にありましたけれども、それから水崎さんからもお褒めの言葉がありましたけれども、数字を並べただけではなくて、取り組みがあるわけですよ。その取り組みは、確かにこういう方法というのが、その各学校でもやられなきゃいけないだろうし、あるけれど、その学校の実践だとかとは別に、実践であってもいいんですけど、例えば人権尊重教育研究校などでやってる中での話、これもあっていいんだけど、もっとその友達同士の何かの触れ合いがあって、こんなけんかとかいじめとか暴力とか、そういうのがなくなっている、その実態みたいなことをこういうところにさらにつけ足していくっていうことだろうと思うんですね、こういう話が出てきたときにね。

あるいは不登校の生徒の生の話がありましたけれども、その不登校を克服していく話っていうのもありますよね。この間、拓真高校に行った子供のお話を聞いたんだけ

れども、その拓真高校に進学して不登校の子がですね。そして、今は毎日学校に通って、その前の不登校のときにお世話になったところに、その拓真高校は午前中で終わるから、午後そこにお手伝いに行っているという話を聞いたりしてしまして、そういうような話、いろいろこうあると思うんで、それをつけ足していくこともあるだろうと思いますよね。何か工夫してみて、それを広めて、明るい話もたくさんあるんだと。

所指導課統括指導主事 はい、そうですね。そっちのほうが多いですね。では、ぜひ次回には。

小田原委員長 それは当たり前の話なんだけれども、それをきちんと私たちは踏まえて、こういう問題にも対応していくんだということですね。ぜひお願いしたいと思います。そのほかいかがですか。はい。

水崎委員 ちょっと私がこういうことを言うと生意気みたいで、もう皆さん、専門の方は、学校も含めてもう十分承知して、わかってくださっていることだと思うんですけど、ちょっとせっかくの機会なんで、一言だけお話しさせてほしいんですけど、例えば問題行動にしても、いじめにしても、不登校にしても、そういう行動をとらざるを得ない子供なんだってね。生まれたときにはそうじゃなかったけど、でも、今こういう状況になってる子供たち、そういう行動をとらざるを得ない状況に置かれてる子供たち、そこには何かがあるんだろうと、もちろんその何かを探るということは、それが何かを探れば解決するっていう問題じゃないんで、そこを言ってるわけではなくて、子供たちもある意味一人の被害者という部分もあるんだっていうところで、行動だけを見て、子供たちの評価というのはしてはいけないんだなって私は思っています。

そして、子供っていうのは、大人みたいに言葉で表現することはなかなかできないんですよね。だから、そこら辺も含めて子供を理解してあげなくてはいけないっていうのが1つと、あと、子供っていうのは、一生懸命かかわった大人が、自分にかかわってくれる大人がいたかどうか、それで子供の将来、人生というのはかなり大きく変わってくるっていうのを聞いたんですね。そして、子供にとって、自分のことを信じてもらえるのか、そしてわかってくれる大人、わかろうとしてくれる大人がいるのか、あとまた自分が信じられる大人がいるのか、そういうふうなところで子供っていうのは大きく変わっていくんだっていうことも聞いたんですね。

もちろん子どもに寄り添ってくれる大人は親であることが一番いいと思うんですけど

れども、なかなかそううまくいかないような事情がある子供もいると思うんで、そこら辺はやっぱり学校の先生なり地域の大人なり関係者なり、そういう人たちが子供にとことん寄り添ってやる、そして一緒に歩いてやる。

そして、中学校を卒業して、そこから後の人生のほうをさらに見ていかなくちゃいけないんだろうなと思うんですね。中学校までは、とりあえずは義務教育なんで、何らかのかかわりが持てたとしても、卒業した後、そこからが子供たちというのは気をつけないと、かかわりも持てなくなるしというところで、やっぱり長いスパンで考えて、じゃ今はどういうことをしておいてやれば、子供たちはいい人生を送れるのかなっていう、そういうことをやっぱり考えていく必要があるのかなって思うんですね。

だから、子供たちの人生という長いスパンで考えて、今こういうことをしといてやれば、この子はきっと生きる力を持って、将来やっていけるよねって、そういうふうな部分で学校のほうも考えていっていただければうれしいなと思います。皆さん御存じなことを、私は偉そうなことを言ってしまって申しわけないと思いますけれども、ぜひ学校のほうにもよろしくお伝えしていただきたいと思います。

小田原委員長 そのほかいかがですか。

じゃ、特にないようでしたら、指導課の報告は以上ということによろしいですか。

それでは、ほかに何か報告する事項等はございます。

坂倉学校教育部長 昨日、審議会答申をいただきました平成22年度特別奨学生の決定についてを追加で教育総務課のほうから報告させていただきたいと思います。

小田原委員長 教育総務課から、それでは報告願います。

穴井教育総務課長 それでは、平成22年度八王子市特別奨学生の決定について御報告いたします。

これについては、奨学生のうち、特に成績が優秀な者に対して、特別奨学生として3,000円を上乗せする制度です。

これについて、昨日、審議会を開催しまして、答申を受けまして、上位15名を選定しておりますので、このことについて報告させていただきます。

それでは、詳細については担当の佐藤主任からお願いします。

佐藤教育総務課主任 平成22年度八王子市特別奨学生の決定について御報告いたします。

お配りしてあります資料をごらんください。

特別奨学金は、奨学生のうち特に成績が優秀な者について、月額1万円の奨学金のほかに、月額3,000円を加給する制度でございます。

本年4月に高等学校第2学年の奨学生を対象に募集を行い、59名の申請がございました。採用人員は15名、支給期間は高等学校第2学年の4月から卒業時までとなります。

選定方法は、平均評定の高い順、平均評定が同じ者については世帯所得より扶養控除等を除いた審査用所得の低い順に序列をつけまして、奨学審議会を経て、上位15名を特別奨学生として決定いたしました。

2に、特別奨学生の成績状況を表にまとめてございます。表の左側になりますが、決定者の平均評定は5.0から4.4、15人の平均は4.7となっております。その右側に、奨学金申請時、すなわち中学校第3学年時の成績を参考におつけしてあります。特別奨学生の申請者全員59名についても、同様におつけしてあります。

以上で説明を終わります。

小田原委員長 教育総務課からの説明は終わりました。

本件につきまして、何か御質疑、御意見ございますか。

1万3,000円というと、子ども手当と同じになるわけですか。

水崎委員 1万3,000円の話が出たんですけど、もちろん出すということは、もらうほうだってうれしいと思いますし、それをもとに頑張ろうという子供が一人でも多くふえてくれれば、それはうれしいことだと思います。

ただ、この所得の対象に、申し込みのできる対象にならなかった家庭、それで援助も受けなくて、結構きゅうきゅうで苦しく暮らしている家庭というのも結構あると思うんですよね。そういった家庭に、高校は今度無償化になるから、授業料はもちろん支援はできるんですけども、この特別奨学生の子どもたちは、奨学金1万3,000円もらえるけれども、こういう対象にならなかった子供たちで、やっぱり苦しい家庭の子供たちって、その子供たちをやっぱり救う方法ってないのかなって、ちょっと思っちゃうんですね。

だから、この奨学金1万3,000円も出すのはいいんですけども、高校が無償化になったってということは、今度はこういう所得制限には入らない、申し込み対象に当たらない家庭のところも少し考えてもいいのかなってちょっと思ったりもするんで

すね。これを1万3,000円にしないで、もう少し、例えば半額にして、奨学生の人数をふやすとか、半額にすれば、倍の人数の子供がもらえますよね。そういうのも一つ考えてもいいのかなあなんて、そんな気もちょっとしたんですけど、済みません。ちょっと私の考えなんですけど。

小田原委員長 何かありますか。はい。

穴井教育総務課長 きこの審議会の中で、やはり高校無償化に伴って制度をどうするかというお話を、検討していきますよっていう御報告をさせていただきました。その中では、やはり無償化はあるけれども、税の関係で特定扶養手当の廃止ですとか、いろんな動きがあります。そういうことも踏まえた中で、制度をもう一度考え直す必要があるだろうと。

ただ、全委員共通しているのは、そういった無償化にはなったものの、やはり授業費以外に、修学旅行の費用であったり、教材費であったり、通学費であったり、いろいろかかるものがあるって、学ぶ意欲のある者に対して支給をする奨学金の制度、八王子市の制度はやめるべきではなくて、全員が継続すべきだという御意見をいただきました。

そこを踏まえまして、奨学金の制度はどうあるべきなのか、9月ぐらいをめどに、もう一度検討をしたいというふうに考えています。

坂倉学校教育部長 そこにつきまして、今水崎委員の言われた、その苦しい改正案になっている。これは、一応一般奨学生についてですけども、申し込み基準が生活保護基準の倍という形になっていますので、そういう意味では、ある程度苦しい方はかなり拾えているのかなと思っています。

そういう方で、きこの話の中でもあったのは、逆に言いますと、ここで申請者のほうの高校1年を見ますと、最低評価で2.7っていう方もいらっしゃいますので、この辺のところ、一遍決定しちゃって、そのままでいいのかと、いわゆるやはりその勉学に励むことを一応奨励するためには、各学年次ぐらいに見ていかないと、一遍決めてしまって、これでいいのかと、そんなような議論もあったところですので、もちろんその本当にやる気があって苦しい方っていう方は意向等を持っていますけど、とりあえずは今の基準、あの申し込み基準自体は、御本人が制度を知って手を挙げていただければ、さほどそのおかしいというか、その足切りをしている形ではないかなというふうに思っております。

穴井教育総務課長 検討する中では、まだ八王子市の奨学金だけではなくて、東京都育成基金の貸し付けであったり、いろんなさまざまな制度がありますので、その辺のことも加味しながら検討したいというふうに思っています。

今のところ、そういったものを受けた場合は、うちの制度は受けられないという、二重には受けられないような制度になってございますので、その辺も含めて検討したいと思います。

あと、休業をしている生徒についても、例えば成績不良で留年になっている生徒に対してどうするのかとか、いろんな議論もありましたので、市としては、やはりその学が意欲っていうんですか、そういう学校にちゃんと通って、奨学金をもらって勉強しているんですから、その責任も果たさなきゃいけないとか、そういうことも学ばせるのも一つの制度の目的なのかなというふうに思っていますので、その辺も含めましてちょっと考えたいなというふうに思います。

例えば1年生のときに選考を受けて120人選ぶんですが、翌年度所得が激変して急激に下がったときに、その人たちが対象にならないのはおかしいんじゃないかっていうことで、今は追加募集ということで、5名の枠組みをもって、その激変によって学ぶのが、要は継続するのが困難になった方を対象に、追加の奨学生を決めているところなんです。

そこについても、そういったことをしたほうがいいんじゃないかっていう強い御意見もありましたし、一方で、最初の選考のときに漏れていて、所得が変わらないけれども、申し込みをしてくると所得が低いから選ばれてしまうという経過もありますので、それがいいのか悪いのかも含めて、その激変というところをどういうふうにとらえるのか、その辺も検討していきたいと思います。

ただ、私立の学校のことをちょっと校長先生がお話ししていたのは、やはり激変の対策もあるらしいんですが、そのときには2年分の所得をちゃんと取り寄せて、どういうふうに変っているかは精査をして決めていますなんていう御意見もいただきました。だから、私どもの制度も、そういうところをよく考えたいというふうに思います。

小田原委員長 そのほかはいかがですか。

和田委員 単純な質問で申しわけない。これ一番最高点で5ということは、オール5ということですね。

穴井教育総務課長　　そうです。

和田委員　　たくさんいるんですか、それは。

小田原委員長　　その右から左は各1人ということですかね。

穴井教育総務課長　　そうですね。1評定じゃおかしいですね。評定平均値です。

小田原委員長　　これは私学とも関連するし、それから大学生になってったときにも、その奨学金、特別奨学生というのはあるわけで、そういうのにつながっていく制度ですよ。だから、いろんな場合、教育的な配慮でこういうのを設けたと思いますので、これを意味ある形で使ってほしいということですよ。

穴井教育総務課長　　特にこの成績順に並べたときに、最後の15のところで線を引くときに、成績が同じでも、やはり所得差で選ばれる人、選ばれない人が出てしまうんですね。それについても、委員のほうからは、3,000円であれば、同じ成績ならば全員を対象にしたらどうかと、そういうお話もございましたが、ちょっとその予算のこともありますので、検討させてくださいということで、答申は15名選んでいただきましたが、委員としては検討を要することだということでは上げていただいています。

小田原委員長　　その委員会で、奨学審議会の中で今のような話が出たときに、じゃ財源をどうするかっていうことは、委員の中から出してほしいなというふうに思うんですよ。これは要するに税金でやってるわけですから、そうじゃない形の予算が組めれば、15名に限らなくてできる話になるわけだろうと思いますよね。

穴井教育総務課長　　そうですね。

小田原委員長　　よろしいですか。

　　じゃ、特にないようでございますので、教育総務課からの追加の報告は終わりということにいたします。

　　以上で公開の審議は終わりますけれども、何か委員の方からございますか。いいですか。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

小田原委員長　　じゃ、特にないようでございますので、ここで暫時休憩にいたします。

　　なお、休憩後は非公開となりますので、傍聴の方は御退室願います。

　　再開は35分ですよろしいですか。じゃ、10時35分から再開いたします。

【午前10時24分休憩】